

久賀・棕野地区自治会連絡協議会からの要望・提言（1/3）

1. 国道437号線へ速度制限標識等の設置について

<p>要望・提言の内容</p>	<p>昨年も要望しましたが、国道437号線がセブンイレブンより八幡の弁天まで改修されて、車が非常に速度を出し、赤信号を止まらない。この区間を追い越し禁止の黄線にし、速度制限の標示・標識の設置等をしてもらいたい。大きな事故が起きてからでは遅いため、強く要望する。</p> <p>昨年の要望に対する担当課からの回答は、「公安委員会の管轄となりますので、町より公安委員会へ要望いたします」とのことでしたが、今後は、その後、どのようになったのかという途中経過についても回答していただきたい。</p>
<p>回答</p>	<p><回答>担当課名：建設課、総務課</p> <p>警察からは、「国道437号線の改良区間については、現在、「反対車線へのはみ出し禁止」である白実線がひかれております。平成28年度から当該区間の交通事故が減少していることから、現時点において黄線への変更は難しいが、状況を見ながら検討してまいります」、とのことです。</p> <p>交通安全施設や、道路標識表示など、取り締まりや検挙の対象になる行為は、警察が道路管理者や地元と調整を図りながら進めているところですが、引き続き要望してまいります。</p> <p>また、交通事故防止や交通安全については、街頭キャンペーンや交通立哨をはじめ、様々な施策で注意喚起や啓発を行っております。今後とも警察との連携をより密にして交通安全の周知啓発に取り組んでまいります。</p>

久賀・椋野地区自治会連絡協議会からの要望・提言（2/3）

2. 地方自治体運営のコミュニティバスの導入について

<p>要望・提言の内容</p>	<p>地方自治体が運営する「コミュニティバス」を導入できないのか。運転手や車両購入費用を新たに検討することは、財源を考えれば避けたいところではあると思う。</p> <p>そこで、現在、役場・出張所間の書類を運ぶ「通送便」のために車両・職員の予算が毎年確保されていると思うが、その車両を10人乗り車両に変更し、書類だけでなく、人も運べるようにすれば、そこまでの経費増にはならないのではないかと。すぐに可否の回答を出すのではなく、費用・経路・時間がどれだけかかるか試算してほしい。通送便との併用であるため、通常より目的地到達の時間がかかるなどの説明を住民に説明すれば理解は得られるのではないかと考える（今までより便が増えることで住民にメリットがあることを強調する）。</p> <p>また、コミュニティバスの運転は大型二種免許を必要としないので、定年を迎えた方の再雇用の手段としても良いのではないだろうか。</p> <p>検討委員会のようなものを立ち上げてはいかがでしょうか。</p> <p>現在、高齢者の運転免許証返納が問題視されるなか、10年後、20年後のことを真剣に考えるならば大事なことと思ひ提言する。</p>
<p>回答</p>	<p><回答>担当課名：総務課、政策企画課</p> <p>現在、役場各庁舎・出張所間の書類を運搬する「通送便」を「コミュニティバス（10人乗り）」として有効活用することについてのご要望ご提言についてでございますが、町が実施している通送便はやはり書類等を運搬することを目的に運営しており、町民の方々にご利用いただくことは、やはり安全、管理運営上の問題からも困難と考えております。</p> <p>しかしながら、少子高齢化が進む本町において、特に高齢者などの要配慮者の交通手段の確保についての課題があり、その解決にむけ調査研究を行なってまいりたいと考えております。</p> <p>また、新たなコミュニティバスの導入にあたっては、既存の路線バスと実質的に競合することのないよう配慮する必要があり、同一地域内を運行する路線バスの運行事業者が存在している現状においては、新たな路線の導入は困難と考えております。</p>

3. 町内の予備水源の確保について

<p>要望 ・ 堤言 の 内 容</p>	<p>昨年の2度にわたる断水事故は周防大島の重要な生活基盤、ライフラインの脆弱さを露呈、延べ40日余りの間、住民及び多くの関係者が精神的、肉体的、経済的に大きな負担を強いられたことは記憶に新しいところです。</p> <p>当時、自治会内の個人井戸の調査もされましたが利用可能な井戸が十分あるようには思えませんでした。水道本管の複線化についても、多額の費用負担や時間を要するものと思われあまり現実的には思えません。</p> <p>このことから、全町的な課題としてセーフティネットとしての予備水源を町内に確保しておくことの必要性を痛感させられました。ただ、不確実な緊急用途のために、適切な水量を確保しつつ、このような水源を再利用可能な状態で維持し続けることが本当に可能なかとも思われます。</p> <p>また、費用や制度上のこと、技術的なことなどさまざまな問題もあろうかと思えます。現状認識や検討状況等についてお示しいただけないでしょうか。</p>
<p>回 答</p>	<p><回答>担当課名：水道課</p> <p>ご指摘のとおり、現在、柳井地域広域水道企業団から行う1系統の送水管「複線化」のご意見は多方面から頂いています。大島瀬戸への「海底送水管布設」、大島大橋への別系統送水管の新たな「添架」等のご提案がありますが、現段階ではいずれも工法的・財政的な面から考えても非常に困難であると判断しています。</p> <p>平成30年1月の1回目の断水事故後に、町内にある「旧簡易水道」の水源井戸を飲料水の「非常水源」として利活用できないかの調査を始めていました。今年の5月に職員による事前調査及び候補地選定を終え、7月に業者と委託契約を交わし現在詳細な揚水試験や水質試験等を行う予定としています。</p> <p>調査の結果、今回予定する4か所の候補地（久賀・油宇・鹿家・安下庄）が利用可能となれば、今後、島内の非常時における「応急給水」を行う水源地（給水基地）として利用することが可能となります。</p> <p>しかしながら、常時利用するための「施設整備」は、設備整備費や維持管理経費が新たな負担となり、現在の広域水道受水費支払いとの「二重負担」となり、それを水道料金に「転嫁」することは現実的ではなく、また財政的にその負担財源を別途確保することも現状困難であることから、現在のところ計画しておりません。</p>

大島地区自治会連絡協議会からの要望・提言（1/4）

1. イノシシ対策について

要望・提言の内容	<p>イノシシは繁殖力があり天敵がない状態なので大変な被害となっています。補助金で柵を設置しても柵を押し曲げて侵入しております。材料や設置方法の見直し指導や、もっと根本的な駆逐方法を考えていただきたい。イノシシがマダニをまき散らすことも考えられるので対処をお願いいたします。</p>
回答	<p><回答>担当課名：農林課</p> <p>周防大島町におけるイノシシによる農作物の被害は各地に拡がっており、その被害に対し、ご心痛されていることとご推察いたします。</p> <p>さて、ご提言の「柵を設置しても、柵を押し上げて侵入しております。」の件ですが実際にこのようにイノシシが柵を押し曲げているところを私どもも確認しております。</p> <p>ただイノシシもやみくもに柵を押し上げているのではなく、わずかな隙を狙って侵入を図ってきます。柵の設置には、「隙間を作らない」ことが重要です。特に地面が傾斜となっている箇所には、柵を重ねるなど工夫して設置することがより重要となります。</p> <p>柵の材料につきましては、イノシシ専用のワイヤーメッシュ柵で、ウリボウの侵入を防ぐために、地面側の横鋼線の間隔が狭くなっているものをお勧めいたします。</p> <p>ご提言の「もっと根本的な駆除方法を…」との件ですが、隙間なく防護柵を設置しイノシシの侵入を防止することです。また、柵を設置したら終わりではなく、日ごろから柵の維持管理や点検を心がけましょう。</p> <p>なお、「イノシシがマダニをまき散らすことも考えられる」とのことですが、ご提言のとおり、確かにイノシシにマダニが付着していますが、捕獲や解体時に特に注意を要します。山中や獣道などにもマダニがいますので、外出の際は肌を露出しないことを心がけてください。</p>

大島地区自治会連絡協議会からの要望・提言（2/4）

2. 通学路の安全対策について

要望・提言の内容	<p>最近、車が通学の児童の列に突っ込んだ痛ましい事故が各地で報道されている。車道と歩道を分けるブロックが設置しているのはほんのわずかです。路側帯を設置したり、交差点は停止線を設け一旦停止にするなどして安全確保をお願いします。</p>
回答	<p><回答>担当課名：総務課</p> <p>交通事故防止や交通安全については、街頭キャンペーンや交通立哨をはじめ、様々な施策で注意喚起や啓発を行っておりますが、今後とも警察との連携をより密にして交通安全の周知啓発に取り組んでまいります。</p> <p>また、交通安全施設や、道路標識表示などの設置は、警察や道路管理者へ要望してまいります。</p>

大島地区自治会連絡協議会からの要望・提言（3/4）

3. 小松中央棧橋について

要望・提言の内容	<p>昨年の船舶事故により大島大橋が被災して島民は長い間大変困窮し、保障もままならない状態です。大島大橋の事故を教訓として輸送のための複数の代替手段が必要と考えます。代替手段の一つとして小松中央棧橋の修復を要望します。</p>
回答	<p><回答>担当課名：建設課</p> <p>小松中央棧橋につきましては、浮防波堤等が数年前に沈没し機能が失われていることから、従前の機能回復を早期に図るよう県に要望しております。</p>

大島地区自治会連絡協議会からの要望・提言（4/4）

4. 屋代ダムおよび屋代川の管理並びに砂防ダムの保守点検について

<p>要望・堤言の内容</p>	<p>最近の災害報道で豪雨によりダムが満水になり、決壊を防ぐために大量の水を放水して下流域の堤防が決壊して大変な被害が起きています。屋代ダム直下流域ハザードマップは作られているのでしょうか。何かあれば想定外と言っているが屋代ダムは完成以来、土砂を取り除いていないように思います。今回湖底を確認されていると思いますが治水の観点からも日頃の管理をお願いします。</p> <p>さらに、屋代川においては豪雨等に備え浚渫を含め、治水の観点からも日頃の管理をお願いします。</p> <p>また、西日本豪雨では砂防ダムの決壊や土砂で満杯で役目を果たさなかったことが報道されていました。定期的に土砂を取り除いている所と除去していない所がありますので、災害を未然に防ぐために常日頃から点検して土砂が流入していれば撤去をお願いします。</p>
<p>回答</p>	<p><回答>担当課名：総務課、建設課</p> <p>本町では災害種別ごとのハザードマップを作成公表しており、洪水ハザードマップは屋代川、三蒲川、宮崎川、宮川の4河川を対象に作成しています。屋代川については屋代ダム堰堤下流域を対象とした浸水想定区域を表示しています。</p> <p>現在、浸水想定区域の見直しを山口県が進めておりますので、見直し終了後はハザードマップの更新を行ってまいります。</p> <p>次に、屋代ダムにつきましては、県から「定期的に湖沼の土砂の堆積状況の調査を実施しており、今後も引き続き適切な管理に努める」ことを確認しております。また、屋代川の浚渫等につきましても、「河川の巡視点検結果や背後の土地利用状況等から、治水上の緊急度等を勘案のうえ、優先度や緊急性の高さを総合的に判断しながら堆積土砂の撤去等を実施する」ことを確認しております。</p> <p>つづきまして、砂防ダムにつきましては、町内の多くの砂防ダムは土砂が満杯に見える状況であっても機能するように設計されており、定期的に土砂を取り除くことはしておりません。ただし、一部の砂防ダムでは土砂や流木の除去が必要なものもあり、これらについては適宜除去することとしております。県からは、「今後も定期的な点検実施により適切に対応する」旨、確認しております。</p>

東和地区自治会連絡協議会からの要望・提言（1/3）

1. 町による、土地所有者への管理指導の強化・徹底について

<p>要望 ・ 提言 の 内 容</p>	<p>所有者が町外在住や不明の「空家周辺の遊休地、耕作放棄地」などの多くは管理が不十分で放置されているのが現状で、生活環境の悪化や周防大島町のイメージダウンの要因ともなります。</p> <p>近隣の住民からは、自治会に対して多くの苦情が寄せられますが、自治会による対応には限界があり苦慮しております。</p> <p>このことから、土地版の「周防大島町空家等の適正化に関する条例」のようなものを整備していただき、自治会と行政が連携して対応することを提案いたします。</p>
<p>回 答</p>	<p><回答>担当課名：農林課、総務課</p> <p>「空家周辺の遊休地、耕作放棄地」の適正な管理については、当然のことながら所有者等は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう適性に管理することが基本と考えております。</p> <p>そのような基本理念の基に遊休農地、耕作放棄地におきましては、農地法に基づき農業委員会で毎年農地の利用状況を調査し、遊休化した農地には今後の利用意向調査を実施したうえ適正な管理や担い手への利用集積につなげるよう働きかけをしております。</p> <p>また、地域住民から適正管理を求める相談があった場合は、関係法令に基づき土地所有者に対し、草刈等の管理を実施するよう指導文書を送付しているところでございます。</p> <p>現在、年内をめどに住宅に付属する農地の別段面積取扱基準を設け、空き家とセットで農地を購入する場合に、30アールの耕作地が必要としている下限面積を引き下げ、農地の有効活用と移住定住促進、新規担い手の確保を進めてまいります。</p> <p>何れにいたしましても、土地はその所有者等が適正に管理することが責務であることから引き続き広報等を通じて周知に努めてまいりたいと考えております。</p>

東和地区自治会連絡協議会からの要望・提言（2/3）

2. 有害鳥獣対策について

要望・提言の内容	<p>イノシシの被害対策を中心にこの事業が実施されていますが、年々被害は深刻になっています。</p> <p>今後もこの事業を継続すると共に、より有効な駆除対策をお願いいたします。</p>
回答	<p><回答>担当課名：農林課</p> <p>町内におけるイノシシによる農作物等の被害は、年々深刻なものになっています。ご提言ありましたイノシシの被害対策、いわゆる有害鳥獣対策事業につきましては、今後も町の重要施策の一つとして推し進めてまいります。</p> <p>さて、「より有効なイノシシの駆除対策」についてですが、この事業の柱である「侵入防止柵の設置」と「捕獲」を地道に行っていくことが、最善の駆除対策と考えています。</p> <p>「侵入防止柵の設置」については、隙間をつくらないことが重要となります。日ごろから防止柵の維持管理や点検を行い、イノシシの侵入を防止するように心がけてください。</p> <p>また、共同施行による鳥獣被害防止施設等整備事業補助金の活用をご提示いたします。この制度は農作物等の被害防止対策のための電気柵、金網柵等を設置する場合、その設置に要した資材費の2分の1（50,000円上限）を補助する制度です。</p> <p>例えば隣接した3名で農地等に防護柵を共同施行した場合、その補助金の上限額が150,000円（50,000円×3名）となり、1名で施行するより効率的にできますので、ご活用いただければと存じます。</p> <p>「捕獲」については、大島郡猟友会と業務契約を締結し、捕獲頭数に応じて委託料を支払っていますが、捕獲数が年々増加しているのが現状です。</p> <p>町としては、猟友会員の高齢化による会員の減少を防ぐため、新規猟友会員には免許取得に係る経費、及び既猟友会員には免許更新に係る経費の一部を助成し、捕獲者の確保に努めています。</p>

東和地区自治会連絡協議会からの要望・提言（3/3）

3. 猫の糞尿で近隣住民と飼い主とのトラブルについて

要望・提言の内容	<p>猫の糞尿で近隣住民と飼い主との間でトラブルが多発しています。</p> <p>玄関の花壇や除草した菜園に糞尿をして困るという苦情が多く寄せられ、猫好きが野良猫に餌をやっているのが原因と思われるのですが、餌をやっている人に苦情を申し入れても逆に居直られます。</p> <p>県下に先駆けて周防大島町が独自に猫条例を制定して清潔な町づくりの推進をお願いいたします。</p> <p>また、自治体が野良猫を駆除することは、法的にも問題がないということですから、捕獲・駆除をお願いいたします。</p>
回答	<p><回答>担当課名：生活衛生課</p> <p>猫の放し飼いや野良猫への餌やりなどによる苦情がしばしば寄せられ、その都度、個人指導を行うなど対応に苦慮しているところです。猫につきましては、「動物の愛護及び管理に関する法律」により殺傷や遺棄を目的とした捕獲が禁止されており、柳井環境保健所では飼えなくなった猫の引き取りはできますが、その他の猫の捕獲はできません。野良猫への餌やりによる居つきや繁殖については近隣の迷惑になることから「野良猫に安易に餌を与えない」など、今後も引き続き広報やチラシ、防災行政無線等を通じてマナーの遵守をお願いしモラルの向上を図ってまいります。</p> <p>なお、野良猫への餌やりに関する苦情が寄せられた場合は、柳井環境保健所と連携して個別指導を行なってまいりますので生活衛生課にご連絡下さい。</p>

橘地区自治会連絡協議会からの要望・提言（1/4）

1. 交通安全対策について

要望・提言の内容	<p>大島環状線と橘東和線の安高三叉路（元小林商店下の海岸通り）では 古城・原方面から鹿家方面に向かう車両が停止線があるにもかかわらず一旦停止することなく、むしろ直進優先とばかりにアクセルを踏み込んで通過する車が殆どで、しかし停止線で停車して安全確認をしている車両を追い越して通過しようとする車両も散見されます。停止線が細くて薄くなっているので止むを得ないところがありますが、土居方面から下ってくる車両を含めて優先車線がはっきりしておらず、交差点内の通行が、運転する人のマナーや譲り合いに頼っている状態で、事故の可能性が非常に高い交差点だと考えます。大きな事故が起こる前に新たな道路標識の設置や道路の色分け等対策を講じていただきたいです。</p> <p>昨年も要望して停止線が少しだけ太くなりましたが、効果は殆どありません。他の県道には道路上に『止まれ』と表示してますので同様の対応を要望します。</p>
回答	<p><回答>担当課名：総務課</p> <p>交通安全施設や、道路標識表示など、取り締まりや検挙の対象になる行為は、警察が道路管理者や地元と調整を図りながら進めているところですが、引き続き要望してまいります。</p> <p>交通事故防止や交通安全については、街頭キャンペーンや交通立哨をはじめ、様々な施策で注意喚起や啓発を行っておりますが、今後とも警察との連携をより密にして交通安全の周知啓発に取り組んでまいります。</p>

橘地区自治会連絡協議会からの要望・提言（2/4）

2. 交通安全対策について

要望・提言の内容	<p>山口県は、安下庄に新県道（バイパス道路）の整備を進めているところでありますが、利用者の高齢化に伴い交通安全対策には充分配慮をお願いします。</p> <p>特に既設道路との交差点や、また現在安下庄中学校校門前などは東西方向が坂道となっており、視認性が悪い状態で安全対策に充分配慮して交差点などの計画及び施工をお願いします。</p>
回答	<p><回答>担当課名：建設課</p> <p>新県道（バイパス道路）の整備にあたっては、設計段階で道路構造令等をはじめとする設計基準・資料や現地測量及び現地踏査等により設計にあたっています。</p> <p>特に、交差点については、道路交通を安全かつ円滑にするためには平面交差の適切な計画・設計ならびに運用が極めて重要であるとの認識から、交差する道路管理者等との協議等が必要となっております。</p> <p>以上のことから、県事業による新県道建設にあたっては、安全対策に十分配慮された計画及び施工がされるものと考えております。</p>

橘地区自治会連絡協議会からの要望・提言（3/4）

3. 交通安全対策について

要望・提言の内容	<p>道路の標示は交通安全に重要な役割りを果しているものとする。町道においては長年の経過により、不透明となってきた所が多く見られる。</p> <p>特に日前郷道路の側線が薄くなっているため、夜間や雨天時には道路幅が判りません。また、一旦停止・徐行標示なども薄くなっています。</p> <p>また、その他県道及び町管理の道路の白線も薄くなっています。歩行者・運転者が安全に通行できるよう再塗装を要望します。</p>
回答	<p><回答>担当課名：建設課・総務課</p> <p>国道・県道の区画線の更新については、交通量並びに交通事故の有無及び危険性等を勘案した上で優先順位を決め予算の中で順次更新してまいります。と、県より伺っております。</p> <p>また、町道の区画線の更新についても、今後、予算の確保に努め緊急性の高い箇所から順次更新してまいります。</p> <p>また、交通安全施設や、道路標識表示など、取り締まりや検挙の対象になる行為は警察が道路管理者や地元と調整を図りながら進めているところですが、引き続き要望してまいります。</p> <p>交通事故防止や交通安全については、街頭キャンペーンや交通立哨をはじめ、様々な施策で注意喚起や啓発を行っておりますが、今後とも警察との連携をより密にして交通安全の周知啓発に取り組んでまいります。</p>

橘地区自治会連絡協議会からの要望・提言（4/4）

4. 安下庄中学校跡地の活用について

<p>要望・提言の内容</p>	<p>永年、親しまれてきた学校がこのたびの学校統廃合計画において、令和3年に廃校となると聞いています。</p> <p>学校は当地区においては中心に位置し、廃校により空洞化になることは環境の悪化と地域の衰退を感じているところであり、早急に再活用等を検討して頂きたい。</p>
<p>回答</p>	<p><回答>担当課名：教育委員会総務課</p> <p>学校施設（校舎や体育館）については、国（文部科学省や防衛省）からの補助金を得て建設しているため、閉校した後の活用については、原則、公共施設としての用途変更となります。（実例…日良居中学校→役場日良居庁舎、旧蒲野中学校→三蒲小学校）しかし、使用料を徴しないなど一定条件を満たした場合に限り民間事業者等への貸付も可能で当町では新たな雇用が見込まれる企業誘致に対し無償貸付をしている例もあります。</p> <p>（三蒲小学校→農業用試験栽培施設、旧和田小学校→サテライトオフィス）</p> <p>旧棕野小学校においては、閉校後、歴史的な史料を保管整理する収蔵施設として活用していましたが、棕野地区から「地域住民が利用できる施設へ」との要望があったため地域代表の方々から直接ご意見を伺いその活用方法を考えてきました。しかし、隣接に公民館が位置しているとともに、地区内には学習等供用施設やデイサービス施設等の社会資源も充足していることから、校舎は収蔵施設として、体育館は社会教育施設へ転用し活用しています。</p> <p>安下庄中学校においては令和3年3月に閉校することとなりますが、校舎等の後利用については地域の方々のご意見を尊重しつつ、民間事業者等からの提案も考慮し、なるべく空白期間が短くなるよう学校施設の有効利用について模索したいと考えています。</p>